

公 告

中津市民病院売店・自動販売機・A T M設置運営管理事業者の募集について、次のとおり告示する。

令和5年5月19日

中津市病院・診療所事業管理者 是永 大輔

1 プロポーザルの概要

(1) 名称

中津市民病院売店・自動販売機・A T M設置運営管理事業

(2) 募集期間

別途配布する「中津市民病院売店・自動販売機・A T M設置運営管理事業者募集要項」(以下、「募集要項」という。)による。

(3) 契約期間

令和5年10月1日から令和8年9月30日まで(3年間)とする。

(注意) なお、本業務に定める事項を履行しない時、また、関係法令に違反しその状態が解消されず、契約の目的を達することができないと認められるときは、契約の解除を行うことがある。

※準備期間は契約締結日から令和5年9月30日まで(概ね3ヶ月)

(4) 履行場所

大分県中津市大字下池永173番地

(5) 病院の概要

- 病床数：250床(一般病床)
- 職員数：551人(臨時職員、嘱託職員を含む)
- 建物の状況
本 棟：R C造・S造(免震構造、一部耐震構造) 地上5階 塔屋1階
新病棟・リハビリ棟：R C造(耐震構造) 地上2階
- 診療科目：内科 糖尿病・内分泌内科 心療内科 神経内科 呼吸器内科 消化器内科 循環器内科 血液内科 腎臓内科 小児科 外科 消化器外科 内視鏡外科 乳腺外科 肛門外科 呼吸器外科 心臓血管外科 整形外科(休診中) 脳神経外科 小児外科 泌尿器科 産婦人科 耳鼻咽喉科(休診中) 放射線科 麻酔科 病理診断科 歯科口腔外科 リハビリテーション科
- 1日平均外来患者数 293.9人(令和4年度実績)
- 1日平均入院患者数 215.7人(令和4年度実績)
- 平均在院日数 9.0日(令和4年度実績)

(6) その他

店舗形態は、運営事業者が直営ブランドの店名、ロゴ等を使用し、直接運営する場合のほか、フランチャイズチェーン運営会社(以下「チェーン本部」という。)

と店舗運営者のフランチャイズ契約又はライセンス契約（以下「フランチャイズ契約等」という。）によるもの（フランチャイズ契約等により店舗運営を行う者を以下「加盟店等」という。）を認めることとする。

※ フランチャイズ契約等による店舗運営を予定している場合は、本プロポーザルの参加者がチェーン本部であるか、加盟店等であるかによって、参加条件、必要書類が下記のとおり変わるため、留意すること。

○ チェーン本部が運営事業者となる場合

本プロポーザルへの参加から事業者選定において、加盟店等がどこであるかは問わない。自らが主体となり、自己の責任において参加及び企画提案すること。

○ 加盟店等が運営事業者となる場合

事業者選定において、加盟店等とチェーン本部を一つのグループとして評価する。加盟店等は参加表明時点でチェーン本部を指定すること。また、当該チェーン本部は、「2 参加資格要件」の要件を満たしている必要があるため、参加表明書に必要書類を添付すること。

2 参加資格要件

本プロポーザルに参加する事業者（以下「参加者」という。）は、次の参加資格を全て満たしているものとする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 経営不振の状態《会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項に基づき更正手続開始の申し立てをしたとき、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項に基づき再生手続開始の申し立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。》である者でないこと。
- (3) 中津市民病院売店・自動販売機・A T M設置運営管理事業を、仕様書に基づき、令和 5 年 10 月 1 日から運用可能な状態とすること。
- (4) 公共団体から競争入札参加有資格者指名停止を受けていないこと。
- (5) 病院売店について、病床数 200 床以上かつ 3 年以上継続運営した店舗実績が 20 以上あること。
- (6) 運営にあたり、食品衛生等関係法令に基づく許認可等（届出含む。）が必要な場合は、応募の時点においてそれらを保有するものであること、または営業開始までに確実に取得する見込みがあること。
- (7) チェーン本部及び加盟店等が重複して参加していないこと。
- (8) 「法人税」と「消費税及び地方消費税」について未納がないこと。
- (9) 法律（障害者雇用）に基づく雇用を行なっていること。（障害者雇用納付金申告でも可。但し障害者雇用がなければ、納付金を納めている証明が必要。）
- (10) 賠償責任保険に加入していること。
- (11) 中津市暴力団排除条例（平成 24 年中津市条例第 42 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員または同条例第 6 条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と関係する者でないこと。

3 募集要項等の交付について

(1) 交付期間

令和5年5月19日(金)から令和5年6月9日(金)までとする。

(2) 交付方法

中津市民病院ホームページからダウンロードしてください。

※中津市民病院ホームページ <http://www.city-nakatsu.jp/hospital/>

4 参加申請

(1) 一次書類選考提出書類(下記項目①～⑩及び提案書項目ア～エ)

※なお、加盟店等が本プロポーザルに参加する場合は、チェーン本部の下記②～⑩の書類と、チェーン本部とのフランチャイズ契約等の契約書もしくはそれに準ずるものの写しを添付すること。

① 一次書類選考参加申請書

【募集要項様式第1号】

② 提案者業務概要

【募集要項様式第2号】

③ 病院売店実績内訳

【募集要項様式第3号もしくは任意様式】

④ 賠償責任についての書類

【保険証券の写し】

⑤ 納税についての書類

【所定様式：納税証明様式その3の3】

⑥ 障害者雇用についての書類

【所定届出様式：障害者雇用納付金申請書のコピー可】

⑦ 決算書(直近3ヵ年)

【任意の書式】

⑧ 会社経営状況

【募集要項様式第4号】

⑨ 会社案内、パンフレット

⑩ 全省庁統一資格(役務の提供等)

【資格審査結果通知書の写し】

⑪ 提案書：仕様書の内容を熟慮し下記ア～エの項目により作成のこと

【任意様式】

ア 設置・運営体制について

アー1 出店の概要、コンセプト、スケジュールについて

(本事業を行うに当たって、店舗運営の方法を含めた基本的な考え方・コンセプトについての具体的な内容及び提案理由を、店舗及び自動販売機及びATM設置のイメージ図、平面レイアウト図等を添付して記載すること。)

アー2 従業員の配置体制及び教育体制について

(従業員の配置計画と勤務体制、正社員・アルバイト等の別、業務責任者等指揮命令系統が分かる組織図等を記載すること。また、接遇に関する研修その他スキルアップに関する取組など従業員への教育等で、特に取り組むことがあれば記載すること。)

ア 3 事故や犯罪、大規模災害等の緊急時の対応について

(事故や犯罪等が発生した際の対処方法及び当院への連絡体制、大規模災害地震等が発生した際の当院への支援体制等について記載してください。)

イ 商品について

イ 1 提供商品及び価格について

(店舗及び自動販売機で販売を予定している主な商品、予定している価格、商品構成の割合等について記載してください。なお、仕様書の取扱不可商品等に留意すること。また、設置を予定しているATMについて機能、仕様等について記載してください。)

イ 2 地産地消に対する考え方や中津市納入業者に対する考え方について

イ 3 食品の安全性及び食品衛生管理について

(食品等の衛生・品質管理、廃棄物処理、感染防止、事故防止等清潔かつ安全対策の取組について記載すること。)

ウ 利用者ニーズ等への対応と付加サービス

ウ 1 利用者ニーズへの具体的な対応について

(患者、見舞客。病院職員等利用者のニーズの把握や苦情等への対応方法について具体的に記載すること。)

ウ 2 付加サービスの内容について

(可能な付加サービスについて記載すること。)

エ その他特記事項、アピールポイント等

(出店に際してアピールできる事項や優位性・特徴のある事項等について、自由に記載すること。)

⑫ 手数料提案書：売店売上、自販機の各手数料及びATMの設置運営手数料を、収支計画等の提案根拠とともに示すこと。

【募集要項様式第5号】

(2) 提出書類の体裁及び部数

○上記(1)一次書類選考提出書類①～⑩：正1部、副2部を(1)一次書類選考提出書類に示している順番に綴り、ホチキスで止めること。

○上記(1)一次書類選考提出書類⑪⑫：正1部、副15部を(1)一次書類選考提出書類に示している順番に綴り、ホチキスで止めること。

(3) 提出方法

中津市民病院総務課施設用度係まで持参により提出すること。

(4) 提出期間

令和5年5月19日(金)から令和5年6月9日(金)までとする。

但し、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除き、正午から午後1時までを除く午前9時から午後5時までとする。

(5) その他

①提案書等の作成、提出に要する費用は提案者の負担とする。

②提出された書類は返却しないとする。

③提出された書類は中津市情報公開条例に基づき公開する場合がある。

④提出された書類以外に審査に必要な書類の提出を求める場合がある。

5 質疑の受付及び回答

(1) 質疑書の受付及び回答

募集要項の内容について質疑がある場合は、その都度質疑書(募集要項第7号様式)を使用してメール(e-mail)に送付すること。なお、原本は後で送付すること。

① 質疑の期限

令和5年6月1日(木) 17:00までとする。

② 質疑の提出先

「項目6 問い合わせ先及び提出先」のとおり。

(2) 回答方法

令和5年6月5日(月) 16:00までにその都度メール(e-mail)にて回答を行なう。必要であれば全参加者へ回答を行なう。

6 問い合わせ先及び提出先

住 所：〒871-8511 大分県中津市大字下池永173番地

担当者：中津市民病院 総務課 施設用度係

事務担当者 清末 恒住 中野

電 話：0979-22-2480

F A X：0979-22-2481

E-mail: youdo@nakatsu-hosp.jp

7 二次選考(プレゼンテーション)の実施

一次評価項目により一次書類選考を行う。一次書類選考を通過した参加者には、結果通知とともに二次選考(プレゼンテーション)の実施要項を送付する。

※一次書類選考の結果については、令和5年6月中旬にメール(e-mail)又は電話にて連絡を行い、後日文書にて通知する。

※二次選考に参加又は辞退する場合は参加・辞退申請書(募集要項第6号様式)を提出すること。提出は一次書類選考結果通知(メール)が届き次第その翌日までにメール(PDF)にて提出すること。PDF等の対応が出来ない場合はメールにて参加・辞退の連絡を行っ

た後にFAXにて送付すること。

8 その他

- (1) 以下の条件に該当する場合は失格とする。
 - ① 本要項の規定に違反したもの。
 - ② 提出書類の中に、虚偽の内容が記載されているもの。
- (2) 参加者は、提出書類の内容に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (3) 提出書類等の作成など、本プロポーザルへの参加に要する費用は参加者の負担とする。
- (4) 提出書類の著作権は参加者に帰属し、本プロポーザル以外で参加者に無断で使用しない。
- (5) 提出期限後における書類等の提出、再提出及び差し替えは認めない。
- (6) 提出された書類は、本プロポーザルを行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (7) 提出された書類は返却しない。